

# 仙台市発注工事の下請負人における社会保険等未加入対策に係る事務取扱要領

(令和2年3月2日財政局長決裁)

## (趣旨)

**第1条** この要領は、本市発注工事の下請に係る健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の未加入対策の取組みを実施することに関し必要な事項を定める。

## (社会保険等未加入建設業者の定義)

**第2条** この要領において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者で、次の各号に係る届出をしていない者（ただし届出の義務がない者を除く。）を「社会保険等未加入建設業者」という。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

## (概要)

**第3条** 令和2年4月1日以降に本市が発注する建設工事において、受注者と社会保険等未加入建設業者との下請契約を認めないこととする。

2 建設工事が次のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 大規模災害発生時の緊急工事の場合
- (2) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合
- (3) その他の特別の事情があると財政局財政部契約課長（以下「契約課長」という。）が認める場合

## (社会保険等未加入建設業者の確認方法等)

**第4条** 建設工事を所管する課（課に相当する室及び公所を含む。）の長（以下「工事担当課長」という。）は、受注者から提出された施工体制台帳並びに再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、社会保険等の加入状況を確認する。

2 工事担当課長は、前項の社会保険等の加入状況の確認において、社会保険等未加入建設業者を確認した場合、当該社会保険等未加入建設業者に関する施工体制台帳の写し及び再下請負通知書の写しを速やかに契約課長へ提出するものとする。なお、当該建設工事が前条第2項各号のいずれかに該当する場合、工事担当課長は社会保険等未加入建設業者を下請負人とする理由書を併せて提出するものとする。

## (下請業者が社会保険等未加入建設業者だった場合の措置)

**第5条** 契約課長は、前条第2項により社会保険等未加入建設業者を確認した場合、受注者に対し、様式1により、当該社会保険等未加入建設業者が、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した確認書類を、この通知が行われた日から原則30日（ただし二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者の場合、契約課長が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内の指定した期日までに契約課長へ提出すべき旨を通知するとともに、工事担当課長へその写しを送付する。

- 2 受注者は、前項の期日までに当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等の届出の義務を履行したことが確認できる書類を様式2により契約課長へ提出するものとする。
- 3 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が法令の定めにより、第2条に規定する届出の義務を有していないことを確認した場合には、前項の規定にかかわらず、第1項の期日までに様式3を契約課長へ提出するものとする。
- 4 契約課長は、第1項の期日までに確認書類が提出されなかった場合には、工事担当課長へその旨を通知し、有資格者に対する指名停止に関する要綱(昭和60年10月29日市長決裁)の規定に基づき、受注者に対する指名停止の手続きを行うとともに、様式4により、当該社会保険等未加入建設業者の建設業に係る許可権者へ通報するものとする。
- 5 工事担当課長は、前項の通知があった場合、仙台市工事成績評定要領(平成25年3月19日財政局長決裁)に基づき、工事成績評定の減点を行うものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に一般競争入札に係る公告、指名競争入札に係る指名の通知又は見積り依頼が行われる契約について適用し、同日前に当該公告、当該指名の通知又は当該見積り依頼が行われた契約については、なお従前の例による。

#### 附 則 (令和3年3月15日改正)

この改正は、令和4年4月1日より実施する。